

東日本大震災で損壊した家屋等の 解体撤去に関するお知らせ

町では、倒壊などからの危険性を排除し、住民の生活環境を保全することを目的に、所有者からの申請に基づき、東日本大震災で損壊した家屋の解体撤去（町が費用負担）を下記により行います。

1 対象となる家屋

- (1) 罹災証明書で「全壊」「大規模半壊」「半壊」の判定を受けた損壊家屋で、危険防止、生活環境保全のため解体が必要であると認められたものが対象となります。
- (2) 家屋とは、一般住宅、共同住宅（アパート）のほかに倉庫・物置、事務所、店舗なども含みます。

【留意点】

- 倒壊などの危険性を排除するために行う解体であり、損壊家屋などの地上部分（屋根・柱・床・階段・内壁・外壁・天井・建具・設備・基礎）の全部を解体する場合を対象としますが、浄化槽などの地下工作物、擁壁などは対象としません。
- 家財道具などの搬出処分は対象となりません。

2 対象となる方（申請者）

- (1) 小野町内にある損壊家屋の所有者が対象となります。
- (2) すでに解体撤去した場合も対象となります。
- (3) 所有者とは、個人のほかに中小企業基本法第2条に定める中小企業者も含みます。

【参考】中小企業基本法第2条

区分	資本金・従業員数	
製造業	3億円以下	又は 300人以下
卸売業	1億円以下	又は 100人以下
小売業	5千万円以下	又は 50人以下
サービス業	5千万円以下	又は 100人以下
その他	3億円以下	又は 300人以下

3 申請手続き

- 受付期間 1月31日(火)まで
- 受付時間 平日 8:30～17:15
- 受付場所 町民生活課
- 提出書類 「損壊家屋解体撤去申請書」(役場に用意)に必要な書類を添えて提出してください。
なお申請印は実印です。

【必要書類】

- 1) 印鑑登録証明書
- 2) 罹災証明書の写し
- 3) 損壊家屋(建物)の登記事項証明書
- 4) その他申請内容を確認するため必要な書類

詳しくはお問い合わせください。

☎町民生活課 72-6933



広報おのまち有料広告募集！

- 掲載位置 広報おのまちの表紙と裏表紙を除く各ページの最下段
- 掲載規格 1号広告…縦45mm×横178mm(最下段1段)
2号広告…縦45mm×横88mm(最下段1段の1/2)
※いずれも1色刷り
- 掲載料 1号広告…1回：10,000円 連続6回：50,000円
2号広告…1回：5,000円 連続6回：25,000円
- 掲載期間 広報おのまち1号につき1回
申し込み方法など詳しくは町ホームページをご覧ください。

☎企画商工課 ☎72-6938